

特集

上三川町消費生活センターのご案内

近年、悪質商法や振り込め詐欺、製品事故、食品偽装など、様々な消費者問題が発生しています。上三川町消費生活センターではそれらの不安や苦情、被害などについて、問題解決のための助言や情報提供、あっせんなどを行っており、設置されてからもうすぐ1年になります。

**町の消費生活センターには
次のような苦情相談・問い合わせが
多く寄せられています。**

- 放送・コンテンツ等(電波や電話回線など)を利用して情報を得るサービスに関するトラブル
- 商品一般(ハガキや携帯電話、パソコン)を利用した架空・不当請求
- 食品(健康食品などの送り付けを含む食品)に関するトラブル
- インターネット通信サービス(光回線やプロバイダ)の契約に関するトラブル
- 工事・建築・加工(屋根瓦・床下工事、リフォーム工事)に関するトラブル

このほか、パソコンやスマートフォン、携帯電話の情報サイトなどで高額料金を請求されるワンクリック請求や「オンラインゲーム」「インターネットショッピング」「コミュニケーションサイト(SNS)」「インターネットオークション」などインターネットを介した新種のトラブルに関するトラブルも増えています。便利になればなるほど落とし穴も増えるため、高齢者だけでなく若者や子どもを狙った悪質商法に注意しましょう。

上三川町消費生活センターでは自治会や敬老会、婦人会などの集まりにおいて消費者トラブルや啓発の出前講座を行っていますので、ぜひご利用ください。



「被害(トラブル)にあわないための心得」

- ① 簡単に家に入れない
- ② その場ですぐ契約しない
- ③ 必要のない時は「いいません」ときっぱり断る
- ④ ひとり決めずに周りの人に相談する

クーリング・オフ

訪問販売や電話勧誘販売などで、不意打ち的に強引な勧誘を受け、意思の定まらないままに契約をしまった時には、一定期間内であれば無条件で解除できるクーリング・オフ制度があります。(乗用車など一部適用されない商品もあります。)



取引内容		期間
訪問販売・訪問購入・電話勧誘販売・特定継続的役務提供(エステ・学習塾・結婚相手紹介サービスなど)		8日間
マルチ商法・内職商法		20日間

必ず儲かるとの投資の勧誘

見知らぬ会社からパンフレットが届き、後日、別の会社から電話があり、必ず儲かると投資話をされた。
※現金をレターパックや、小包みで送るように指示されても絶対に送ってはダメ!!

「うまい話はない。はっきりと断る！」

架空請求詐欺

「サイトの退会手続きが取られておらず、利用料が未納のままです。裁判になる前に手続きをするので、お金を振り込んでください」というメールが来た。

「心当たりがなければ、無視して消費生活センターに相談！」

こんな手口にご用心!

点検商法

無料点検と言って勝手に家に上がり込み、不安をあおって契約させ、高額な料金を請求された。

「その場ですぐに契約しない。他社と比較する！」

送り付け商法

健康食品や力二など注文していない商品が突然届き、代金を請求された。

「覚えがなければ受け取らない！」

オレオレ詐欺

突然息子を名乗る男性から電話があり、示談金が必要になった・会社の金を使い込んでしまったから、金を用意してほしいと言われた。

「“電話番号が変わった”をうのみにせず、元の番号にかけて確認する！」



このほか、日々巧妙化していく悪質商法や契約・取引に関するトラブル、商品を使用したことによる事故、消費生活全般にわたる問合せなど困った時には上三川町消費生活センターにご相談ください。

上三川町消費生活センター ☎(56)9153

▶相談日時=月~金曜日(年末・年始を除く)
午前9時~正午、午後1時~4時

▶相談場所=上三川町消費生活センター(役場庁舎3階)